

令和7年4月1日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルについて

三戸町国民健康保険
三戸中央病院
病院長 葛西 智徳

1. 背景・目的

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づくきわめて重要な業務です。院外処方せんの増加、薬物療法の高度化により、患者個々の病態、検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となっています。一方で、形式的な問い合わせ内容も多く含まれるため、これを適正化し、処方医や薬剤師の負担軽減、外来患者に対するサービス向上を目的として、平成22年4月30日厚生労働省医政局長通知を踏まえ、疑義照会簡素化プロトコルを運用します。

【関係法規】

- ・厚生労働省医政局長通知：平成22年4月30日

薬剤師を積極的に活用することが可能な業務「薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること」

- ・薬剤師法第23条

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2項 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

- ・薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

2. 方法

- ① プロトコル締結を希望する薬局は、薬剤局からプロトコルについて説明を受ける。
- ② プロトコルの内容について同意した場合は、合意書を締結する。
- ③ 保険薬局は、プロトコルに基づいて変更した内容について、遅くとも調剤した翌日までには変更した内容・理由を記載し、当院医事班へFAXにて報告する。
- ④ 報告を受けた内容は、医事課にてカルテを訂正・修正し、報告書をカルテへ添付保管、その後、薬剤局にて内容を確認する。

【問い合わせ窓口】

プロトコル締結について・・・薬剤局（TEL：0179-20-1131 佐藤）

プロトコル報告書について・・・医事班（FAX：0179-20-1320）

3. プロトコル実施内容について

※プロトコルの適用は、下記医師・診療科の処方箋に限定する

- ・葛西 智徳（内科）
- ・東山 明弘（内科）
- ・入江 伴幸（整形外科）
- ・松岡 保史（内科）
- ・三木 祐澄（内科）
- ・東館 紗貴（内科）
- ・田中 翔大（内科）

・深澤 隆（メンタルヘルス）：一包化、粉碎の指示（追加・削除）および内服、外用薬の残薬調節のみプロトコル適応可）

※適応が異なる場合はプロトコル適用不可とする

※変更不可チェックや規格変更不可など、医師のコメントがある場合はコメントを優先する

※体内動態や製剤学的特徴などを踏まえた上で、保険薬局薬剤師の判断と責任の下で実施する

※プロトコルの内容や、処方変更内容、負担額等について患者へ十分に説明し、理解・同意を得た上で保険薬局薬剤師の判断と責任の下で実施する

※プロトコルの運用により、患者への不利益が持続することが無いよう配慮する

※麻薬、インスリンについては適用しない

成分名同一銘柄の変更	先発品同士、局方品同士、基礎的医薬品同士の変更や、GE⇒先発など、同一主成分が含有されているすべての銘柄間の変更調剤を可能とする ※生活保護法等については法令を優先すること
内服薬の剤型の変更	散⇔錠・Cap、散剤⇔シロップ剤、錠剤⇔ゼリー剤など
内服薬の規格の変更	例：5mg 1回2錠⇒10mg 1回1錠 5mg 1回0.5錠⇒2.5mg 1回1錠 1mg 1回2.5錠 ⇒1mg 1回2錠+0.5mg 1回1錠
外用薬の包装規格の変更	例：5g 2本⇒10g 1本 7枚入り5袋⇒5枚入り7袋 ※全量が変わらない場合に限定する
一包化・粉碎の指示 (追加・削除)	※追加・削除する理由を記載の上報告すること
「処方医了解済み」と記載 のある用法用量	漢方の食後、Ca ブロッカーの分2 処方など ※報告不要 ※薬学的に許容できる範囲外の内容について疑義照会を拒むものではない
内服、外用薬の残薬調節	処方量減少のみ可能とする（ただし、処方箋の他処方薬との日数に合わせるための内服薬の処方日数増加は可能とする※頓用及び外用薬は疑義照会必要） 処方の記録を残すため、削除は不可とする
頓用⇔内服の明らかな記載 誤りの訂正	例：ベネット錠 17.5mg × 1錠 起床時 3回分 ⇒起床時 3日分
処方日数の明らかな記載誤 りの訂正	隔日、週1回、月1回など服用間隔があくにもかかわらず他の処方薬と同じ日数出ているものの日数の訂正
保険適応上の用法への訂正	食後⇒食直後、食前⇒食直前への訂正に限る
インスリン注射針の調整	数量調整を適宜可とする ・処方量が少ない場合→増やす ・多い場合（患者申告なし）→予備で多く処方している場合もあるので調整なし、 ・余っている場合（患者申告あり）→減らす ・処方量をゼロにするのは通常の疑義照会必要 ※インスリンの本数の増減は通常の疑義照会必要

初回登録：2019 年 5 月 7 日

更新：2019 年 11 月 26 日

更新：2020 年 4 月 17 日

更新：2022 年 4 月 1 日

更新：2023 年 4 月 1 日

更新：2024 年 6 月 26 日

更新：2025 年 4 月 1 日